

# 『いじめ防止基本方針』

【改訂版】

平成26年3月

新富町立富田小学校

(最終改訂 平成30年3月)

# はじめに

学校教育において、「いじめ問題」は生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の情報技術の進展により、インターネットの動画サイトへの投稿などの新たないじめ問題が生じるなど、いじめは益々複雑化・潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

これらの状況を背景に、平成 25 年 6 月に『いじめ防止対策推進法』が公布され、平成 26 年 2 月には『宮崎県いじめ防止基本方針』、『新富町いじめ防止基本方針』も策定されました。それをもとに、各学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を、具体的な行動計画として策定し、実施していくものが『新富町立富田小学校 いじめ防止基本方針』です。

本基本方針は、平成 29 年 3 月に『いじめ防止対策推進法』、平成 29 年 7 月に『宮崎県いじめ防止基本方針』、平成 29 年 11 月に『新富町いじめ防止基本方針』がそれぞれ一部改訂されたものをもとに『新富町立富田小学校 いじめ防止基本方針』を一部改訂し、平成 30 年 4 月に施行するものです。

## 目 次

### 第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方
  - (1) いじめの防止
  - (2) いじめの早期発見
  - (3) いじめに対する措置

### 第 2 いじめの防止等のための対策に関する具体的な事項

- 1 いじめの防止等のための組織
- 2 いじめの防止等に関する措置
  - (1) いじめの防止
  - (2) いじめの早期発見
  - (3) いじめに対する措置
  - (4) ネット上のいじめへの対応
- 3 その他の留意事項
  - (1) 組織的な指導体制
  - (2) 校内研修の充実
  - (3) 校務の効率化
  - (4) 学校におけるいじめの防止等の取組みの点検・充実
  - (5) 地域や家庭との連携について
  - (6) 関係機関との連携について
- 4 重大事態への対処

### 第 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し  
【参考資料】 別紙 1 : 「いじめ防止」に関する年間指導計画

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法第2条)

### 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### 【基本的な考え方】

- 児童一人一人はかけがえのない存在です。学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめ防止等の取組を行います。
- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への理解に努めます。
- いじめを受けている児童を、しっかり守ると同時に、加害者・観衆・傍観者についても迅速且つ適切に指導を行います。
- いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からの「いじめの一扫」を目指します。

#### (1) いじめの防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

#### (2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

#### (3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速且つ適切に指導を行います。いじめの解決に向けて、特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する具体的な事項

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実務的に行うため、月1回の定例会として『いじめ対策委員会』（町内全校共通名称。本校名称：「育みの会」）を実施します。なお、いじめ問題の発生時には、緊急に開催

する場合があります。また、児童の意見や情報を取り入れていく努力をします。実施にあたっては、既に校内にある組織を十分に生かしながら、下記の構成員や内容・活動を踏まえた組織を構成したり、必要に応じて校内の他の組織と十分に連携を図ったりする体制を整備します。

会は、定例会として実施する他、いじめ事案の発生時やいじめ発生が疑われる場合に緊急に開催することとします。

### 「育みの会」

【構成員】 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、専科担当、少人数指導担当、特別支援教育担当（コーディネーター・学級担任）

- 【内容・活動】
- 「学校いじめ防止基本方針」の作成・改善
  - いじめ等の問題行動の防止に関する年間指導計画の作成・検討
  - 校内における生徒指導研修会の企画・立案
  - 各種の調査結果及び報告等の情報の整理・分析
  - いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
  - 要配慮児童への支援方針の決定

特に本校においては、問題行動等を繰り返す児童がいる場合には、いじめ等の問題行動へつながっていくのを防ぐために、特別支援教育に関する組織・機能との連携による「生徒指導面のケース会議」を開きます。必要に応じ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにも会議に参加していただき、対応を検討します。

### 「生徒指導面のケース会議」

【構成員】 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、当該学級担任、特別支援教育担当（コーディネーター・学級担任）、その他校長が必要と認める者

- 【内容・活動】
- 該当児童の問題行動及び学校での状況等に関する情報収集・情報交換
  - 問題点及び対応策の明確化
  - 生徒指導及び特別支援教育機能の連携による該当児童への指導・支援の計画立案・検討
  - 指導・支援の結果の整理
  - 保護者への説明及び情報・意見交換

## 2 いじめの防止等に関する措置

※ 資料1参照

### (1) いじめの防止

#### ア 児童が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、学校生活の基盤となる望ましい学級・学校づくりを目指して、児童が進んで取り組んだり主体となって活動したりする機会を、年間を通じて設けます。

- いじめに対し加害及び傍観することがないように、いじめを自分事として捉え、考え、議論する道徳科の実施
- いじめの問題について自ら考え、議論する学級活動や児童会活動の実施
- 『異学年交流会』の実施
- 『部分的縦割り清掃活動』の実施

- 助け合い、励まし合いの心を育てるびよんびよん大会（長縄跳び）の実施
- ボランティア活動（高学年によるボランティア清掃等）の推進
- いじめを差別としてとらえ、全教育活動の中で人権意識を高めた教育活動を実践
- 人権について学ぶ機会とする人権集会の開催（12月）

#### イ 教職員が主体となった活動

#### ※ 資料2参照

- (ア) 学校のいじめ防止基本方針の概要や運用等について、児童に対し、発達の段階に即して具体的に説明・周知を行います。
- いじめとなり得る具体的な事例の説明
  - いじめは決して許されない行為であることの実施
  - いじめ防止のために、個人・学級・学校全体が気を付けることの周知
  - 学校のいじめ防止基本方針の概要についての周知
- (イ) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感・自己肯定感を育む授業づくりを目指します。
- 児童一人一人の実態に応じた「わかる授業」の展開
  - 職員相互の授業研究会の実施
  - 望ましい人間関係づくりのための計画的な取組の試行
- (ウ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な「教育相談の時間」（教育相談週間）を設けたり、日頃から様々な悩み事を相談できる体制を整備したりするなど、児童に寄り添った相談体制づくりを目指します。
- 毎月1回、朝の活動の時間における教育相談（「相談カード」の記入及び聞き取り）の実施
  - 教育相談の日を含む「教育相談週間」の設定
  - 全校朝会での校内のいじめ相談窓口の周知
- (エ) 各教科、学級活動、総合的な学習の時間等を中心として、道徳教育や「情報モラル教育」を実施するとともに、いじめ問題の実例に触れながらその問題点について考えるなど、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
- 各教科、学級活動、総合的な学習の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間の設定及び全体計画・年間指導計画等への位置付け
  - 外部講師による教育講演会（講話等）の実施
- (オ) 学校間での連携を深めるとともに、学校と町教育委員会が密に連携を図りながら、町内全ての小・中学校が同一歩調でいじめの防止に努めます。
- 校長会と町教育委員会との密接な連携及び相互支援
  - 全中学校区で推進する小中一貫教育を活かした中学校区ごとの情報の共有及び共通理解・共通実践
- (カ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組みを進めるため、保護者や地域住民との連携を推進します。
- PTA総会及び学年・学級懇談会等における学校の方針説明・周知
  - 生徒指導便り「ハートフル」等を活用したいじめの防止活動に関する報告
  - 保護者を対象とした研修会の開催

## (2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

- 「児童が発する具体的なサイン」の作成・共有 ※ 資料3、4参照

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- 『教育相談週間』の設定
- いじめの相談窓口の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童及び保護者を対象に「相談カード」による調査を定期的実施します。

- 『相談カード』（学校独自のアンケート）を活用した調査の実施
  - ・ 学校独自のアンケートの実施にあたっては、項目の一部を町内全小・中学校で統一して実施し、町全体の状況を把握するなどして、学校間での情報共有・共通理解・共通実践に努めます。

- 保護者を対象に、いじめの有無についてのアンケート調査を5月、10月、1月に実施します。

- 県下一斉のアンケート（無記名）の活用

エ 『育みの会』において、『相談カード』及び教育相談から得た情報のほか、各学級担任等がもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- 『育みの会』における情報の共有
- 進級時における情報の確実な引継ぎ
- 過去のいじめに関する事例の蓄積

## (3) いじめに対する措置

※ 資料5参照

ア いじめの発見・通報を受けたとき、あるいはいじめの発生が疑われる状況の発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせます。
- いじめ発生が疑われる状況の場合、教職員は、「いじめが行われているかもしれない」という危機意識をもって、組織としての対応に努めます。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全確保を最優先とした措置をとります。
- いじめた児童、観衆、傍観者へ適切な指導を行います。
- いじめの事実やいじめ発生が疑われる状況について、生徒指導主事（「育みの会」を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに通報します。

イ 情報の共有

- 上記アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合、あるいはいじめ発生が疑われる状況を確認した場合、『育みの会』の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

#### ウ 事実関係についての調査

- 速やかに『育みの会』を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告します。
- 児童及び教職員の聞き取りに当たっては、「育みの会」の職員のほか、児童が話をしやすいよう、担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、臨時に児童へのアンケート調査を行います。この場合、質問紙調査の実施により得られた内容については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があります。そのことを予め念頭におき、調査に先だて、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

#### エ 解決に向けての指導・支援

- 専門的な支援等が必要な場合には、町教育委員会及び警察署、児童相談所、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 事実関係が把握された時点で、『育みの会』において、指導・支援の方針を決定します。
- 指導・支援方針の変更等が必要な場合は、随時「育みの会」で決定します。
- 『育みの会』の構成員や該当学年担当職員と連携して、組織的な対応に努めます。
- 指導・支援を行うにあたっては、以下の点に留意して対処します。

#### **いじめられた児童とその保護者への支援**

##### **【いじめられた児童への支援】**

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、「いじめられた児童の立場」に立ち、全力で守り抜くという強い意志をもって継続的に支援していきます。

- ・ 安全、安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活躍の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係の構築に努める。

##### **【いじめられた児童の保護者への支援】**

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して、本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

#### **いじめた児童への指導又はその保護者への支援**

##### **【いじめた児童への支援】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるような指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生活の仕方、生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は、適切に「懲戒」を行う。

#### 【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら、速やかに面談を実施し、丁寧に説明します。

- ・ 児童や保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童の成長につながるように、教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であること等を伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらおうようお願いする。

#### いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決していく力を育成していくよう指導します。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感、自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。

#### オ 関係機関への報告

- 校長は、いじめの事実を確認した場合及び重大事態が発生した場合、町教育委員会への報告を速やかに行います。
- いじめられた児童が安心して登校したり、学習その他の活動に取り組んだりすることができるよう、いじめた児童の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて町教育委員会と連携して対応します。
- 生命や身体・財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄の警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

#### カ 継続的な指導及び経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。
- いじめの解消については、「加害児童が被害児童へ謝罪をして解決」とはしません。いじめを認知しその3カ月後を目安として以下の条件を満たした場合に解消とみなします。
  - ・ いじめに係る行為が止んでいること
  - ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 そのために、適宜教育相談を設けたり、日々の児童の観察や保護者との面談等に努めたりして児童の状況把握を行います。

### (4) ネット上のいじめへの対応

#### ア ネットいじめとは

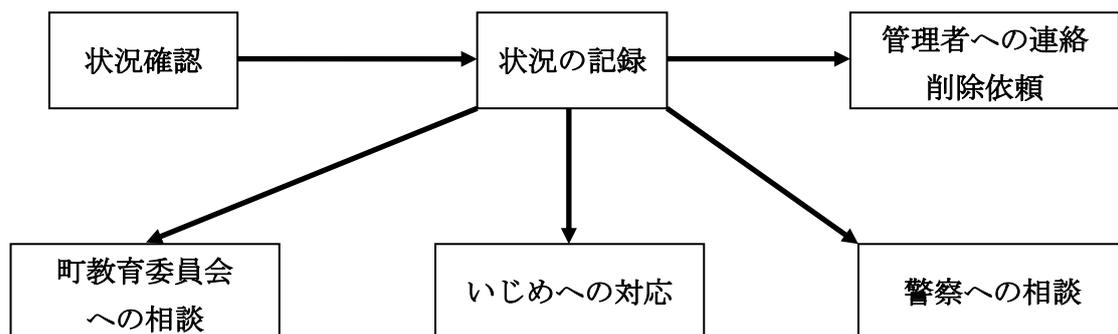
文字か画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める（おとしめる）行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

## イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。  
(家庭内のルールの作成など)
- 各教科及び学級活動、集会活動等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童及び保護者を対象に、防犯教室等の場を通して、ネット社会・情報モラル・ネット犯罪の実例・規則正しい生活の中でのゲーム及びインターネットへの関わり・SNS等との関わり方などについて、犯罪防止・防犯などの観点からの講話等を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

## ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 日頃から、ネットいじめに加担しない指導を行うとともに、当事者となったり、第三者として情報に気付いたりした場合、県教育委員会が設置している『目安箱サイト』やネットパトロールなどへ情報提供したり、学校の教職員に連絡したりするよう周知徹底を図ります。
- 日頃から、児童が教職員へ情報提供しやすい信頼関係の醸成に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



(※ 県教育委員会の目安箱サイト等の活用も図る。)

## 3 その他の留意事項

### (1) 組織的な指導體制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、「育みの会」による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキル及び指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力及びいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

### (3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

### (5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、学校関係者評価委員など、地域との連携を促進し、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

### (6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

#### ① 教育委員会との連携

- ・関係児童への指導・支援、保護者への対応方法について
- ・関係機関との調整

#### ② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

#### ③ 福祉関係機関との連携

- ・スクールソーシャルワーカーの活用（町教育委員会への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭における児童の生活の様子及び家庭環境の状況把握
- ・児童相談所への随時相談や情報交換等

#### ④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言
- ・スクールカウンセラーの活用（県教育委員会への依頼）

## 4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として、直ちに校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が附属機関として設置する重大事態調査のための組織（西都・児湯いじめ問題対策専門委員会）に協力することとします。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等を奪い取られた場合 など
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・上述の目安にかかわらず連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。
- (3) 事案について、町長部局がより詳細な調査を必要とする場合に、附属機関として設置する重大事態調査のための組織（西都・児湯いじめ問題対策専門家委員会）に協力することとします。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検及び必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県などの動向等を勘案し、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、学校ホームページやPTA総会などで公表し、必要に応じて、児童や保護者等に概要等の説明・周知を行います。

